

国民健康保険税の税率を 改定しました

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)制度を支える大切な財源です。加入者の皆さんが病やけがをしたとき、病院での医療費や保険の給付に充てられます。

国保税率が 変わりました

県への納付金などを踏まえ、下表のとおり国保税率の改定(所得割額のみ)を行いました。

国保税の納税義務者は 世帯主です

国保は、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主となり、国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。

所得の申告を 忘れずに!

国保税の算定や軽減措置、高額療養費の世帯負担額の判定は、前年の所得を基に行います。1人でも未申告者がいると上位所得者とみなされ、適用を受けられません。

課税方法	令和7年度国民健康保険税率表			
	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	
所得割額	国保加入者の令和6年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	7.01%	2.71%	2.16%
均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額 ※未就学児は半額	25,300円	8,800円	10,000円
平等割額	1世帯ごとに課税される金額	17,900円	6,400円	5,000円

※国保税額は、世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額を合計した額です。また、加入者の年齢によって介護保険分が加算されます。

新しい後期高齢者医療資格 確認書をお送りします

町民生活課
国保年金係
☎(62)2114

現在お持ちの被保険者証または資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までです。マイナ保険証を持っている・持っていないにかかわらず、手続き不要で全員に7月末までに「資格確認書」を送付します。

新しい資格確認書が届く人



オレンジ色の資格確認書

7月31日時点で後期高齢者医療被保険者証または資格確認書の交付を受けている人

▼「限度区分」の併記
既に「限度区分」の併記申請をした人または「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」を持っている人には資格確認書の「限度区分」欄に適用区分が併記されます。

限度区分を併記することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までになります。

▼併記対象者
世帯区分が現役並み所得Ⅰ・Ⅱまたは住民税非課税世帯区分Ⅰ・Ⅱに該当する人
※区分確認は、町民生活課にお問い合わせください。

▼併記申請方法
必要な人の資格確認書と申請に来庁される人の本人確認証(運転免許証やマイナンバーカード)を町民生活課にご持参ください。

※マイナ保険証で医療機関を受診する人は申請不要です。

▼有効期限切れの被保険者証等
細かく裁断し破棄するか、町民生活課にご返却ください。
※返却・破棄は8月1日以降にお願いします。

お盆期間中の町内医療機関の診療予定

○：診療可能日 △：内科のみ
×：休診

医療機関名	日にち曜日	8/6水	8/7木	8/8金	8/9土	8/10日	8/11月	8/12火	8/13水	8/14木	8/15金	8/16土	8/17日	8/18月	8/19火
浅見クリニック (63) 2200	午前	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○
	午後	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○
小川医院 (62) 2132	午前	○	○	×	△	△	×	○	○	×	×	×	○	○	○
	午後	○	×	×	△	△	×	×	○	×	×	×	○	○	×
かねこクリニック (72) 0660	午前	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○
	午後	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○
マリアクリニック (66) 2700	午前	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	午後	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○
矢吹医院 (62) 2169	午前	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○
	午後	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○
町立病院 (62) 2350	午前	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○
	午後	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○

※予定は変更になる場合があります。事前に医療機関にお問い合わせください。

【夜間救急】会津若松市夜間急病センター 会津若松市山鹿町1番22号(謹教コミュニティセンター) ☎(28)1199

■診察時間 年中無休 午後7時～午後11時 ■受付時間 午後6時30分～午後10時30分

※予約制です。受診前に必ず電話予約をした上で、受付時間までにお越しください。

国保税の特別徴収(年金天引き)

65歳から74歳までの人で、年金の年額が18万円以上など一定の条件を満たす場合は、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

交通事故など第三者行為で傷病を負ったとき

交通事故をはじめ、傷害や飲食店での食中毒など第三者の行為によって傷病を負った場合の医療費は本来加害者が支払うものですが、保険証を使用することで、一時的に国保が立て替えて治療を受けることができます。その場合、国保が加害者に費用の請求を行いますので、必ず町民生活課に届け出てください。



国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに

退職などで今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した場合は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。自動的に変更にはなりませんので、異動があった日から14日以内に町民生活課に届け出てください。

マイナ保険証を利用している人も、国保と社会保険の切り替えの手続きは必要です。